

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業
補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業（以下「補助事業」という。）の推進を支援するため、水俣市、芦北町及び津奈木町（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(補助金の対象となる期間)

第2条 補助金の対象となる期間は、平成28年4月1日から平成29年3月15日までの期間とする。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額は、次のとおりとする。

補助事業者	区分	補助対象経費	補助率
水俣市 芦北町 津奈木町	提案型環境学習 フロンティア事業 ・環境学習来訪者 の受入れ体制・拠点 整備	補助事業者が左欄に掲げる事業を実施するために必要な報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、光熱水料、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、工事請負費、負担金	10分の10以内
水俣市	水俣病教訓発信事業 ・水俣市立水俣病資料館における各種企画展示の開催に必要な事業		

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次の各号のとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業計画書 別記第2号様式

(2) 収支予算書 別記第3号様式

3 第1項の申請書の提出期限は平成29年2月10日とし、熊本県企画振興

部地域・文化振興局地域振興課に提出するものとする。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要項各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならないこと。
- (2) 補助事業者が、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができること。
- (3) 補助事業を中止又は廃止する場合には、別記第4号様式による申請書を提出して、知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、別記第5号様式により速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円を超える機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまでは別記第6号様式の申請書を、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号。以下「承認基準」という。）に定める包括承認事項に係るものについては別記第6号様式の2による報告書を知事に提出し、その承認を受けることなしに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 知事の承認を受けて前号の規定により財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 補助事業の経理を行うに当たっては、当該補助事業以外の事業を厳に区別して行うものとする。
- (9) 知事は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合又は第11条の規定による補助金の額の確定後、当該事業の対象から除外すべき事由が生じた場合においては、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、交付した補助金の全部又は一部の金額を県に納付させることができること。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税

のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額をいう。以下同じ。）が確定した場合は、別記第7号様式により速やかに知事に報告しなければならないこと。

なお、知事に報告があった場合には、当該消費税等相当額を県に納付させるものとする。

（決定の通知）

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第8号様式）により行うものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- （1）補助事業の内容の主要部分（補助目的に関わる事業内容）の変更
- （2）補助事業に要する経費の配分で20パーセントを超える増減を伴う変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第9号様式によるものとし、事業変更計画書及び収支変更予算書はそれぞれ別記第10号様式及び別記第11号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書（別記第12号様式）により、補助金の額に変更を生じない場合は変更承認通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

（申請の取下げ）

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

（状況報告）

第9条 規則第11条の規定による状況報告は、別記第14号様式によるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第15号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

- （1）事業実績書 別記第16号様式
- （2）収支精算書 別記第17号様式

(3) 成果品 任意の様式

3 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了日から起算して30日を経過した日又は平成29年3月15日のいずれか早い日とし、その提出部数は3部とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第18号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第12条 規則第16条第1項に規定する請求書は、別記第19号様式によるものとする。

2 補助金の交付を概算払により受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、概算払請求書(別記第20号様式)に概算払を必要とする理由を添付しなければならない。

(証拠書類の保管期間)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は5年とし、別記第21号様式による補助金調書を作成するものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

平成 第 年 月 日

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付申請書

平成28年度において、水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業を実施したいので、水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金を交付されるよう、熊本県補助金等交付規則第3条及び平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付要項第4条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他参考書類

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

事業計画書

事業区分	(提案型環境学習フロンティア事業) (水俣病教訓発信事業)		
事業実施者			
① 事業実施目的			
② 事業実施内容			
③ 事業実施予定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
④ 事業実施場所			
⑤ 事業費	区分	金額 (円)	備考
	総事業費 (A)		
	寄付金その他の収入 (B)		
	差引 (C = A - B)		
	補助対象経費 (D)		

- (注) 1. 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。
2. ②は実施する事業について、その具体的な事業項目、客体、事業の実施方法、スケジュール等を詳細に記入すること。
3. 業務内容に応じて、見積書、現状写真等を添付すること。
4. 記入欄が不足する場合は、適宜別紙 (A4サイズ of 用紙) を添付すること。

収 支 予 算 書

1 収入の部 （単位：千円）

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
市（町）費		
そ の 他		
合 計		

2 支出の部 （単位：千円）

区 分	予 算 額	備 考
報 酬		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
うち消耗品費		
光熱水料		
印刷製本費		
会議費		
役 務 費		
うち通信運搬費		
広告料		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
工事請負費		
負 担 金		
合 計		

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

※ 事業に係る収支のみを記入し、欄が不足する場合は、適宜追加すること。

平成 第 年 月 日

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業中止
（廃止）承認申請書

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 中止（廃止）後の措置

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

平成 第 年 月 日

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業事故
報告書

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業に事故が生じたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
（対象事業の区分名）
- 2 事故の内容及び原因
- 3 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び補助金の交付決定額
- 4 事故に対して執った措置及び執るべき措置
- 5 その他必要な事項

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

平成 第 年 月 日

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業の仕
入に係る消費税等相当額報告書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定の通知が
あった水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業について、平成28年
度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付要項第5条第6
項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付
要項第11条に基づく交付確定通知書における交付確定額
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3-2）
金 円
- 5 参考となる他の書類（3の金額の内訳等）

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成する
こと。

平成 第 年 月 日

関係市町長名 様

熊本県知事 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助
金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成28
年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業については、熊本県補助
金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しました
ので、同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 交付決定額

金 円

3 補助の条件

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等に当たっては、規則及び要項
の規定を遵守すること。

平成 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助
金変更申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業を下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付要項第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由

添付書類

- 1 事業変更計画書
- 2 収支変更予算書
- 3 その他参考書類

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

事業変更計画書

事業区分	（提案型環境学習フロンティア事業）（水俣病教訓発信事業）		
事業実施者			
① 事業実施目的			
② 事業実施内容			
③ 事業実施予定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
④ 事業実施場所			
⑤ 事業費	区分	金額（円）	備考
	総事業費（A）		
	寄付金その他の収入（B）		
	差引（C = A - B）		
	補助対象経費（D）		

- （注）
1. 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。
 2. ②は実施する事業について、その具体的な事業項目、客体、事業の実施方法、スケジュール等を詳細に記入すること。
 3. 業務内容に応じて、見積書、現状写真等を添付すること。
 4. 記入欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズの内紙）を添付すること。
 5. 変更部分を明示すること。

（事業名： ）

収 支 変 更 予 算 書

1 収入の部 （単位：千円）

区 分	当初予算額	変更予算額	備 考
県補助金			
市（町）費			
そ の 他			
合 計			

2 支出の部 （単位：千円）

区 分	当初予算額	変更予算額	備 考
報 酬			
共 済 費			
賃 金			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
うち消耗品費			
光熱水料			
印刷製本費			
会議費			
役 務 費			
うち通信運搬費			
広告料			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
工事請負費			
負 担 金			
合 計			

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

※ 事業に係る収支のみを記入し、欄が不足する場合は、適宜追加すること。

平成 年 月 日
第 号

関係市町長名 様

熊本県知事 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助
金変更交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請があった平成28
年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業の変更については、熊本
金補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項
において準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助対象事業名

2 交付決定額 金 円
(前回までの決定額 金 円)

3 変更の内容

平成 第 年 月 日

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業計画
変更承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請があった平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業の計画の変更については、熊本県補助金等交付規則第7条第2項の規定により承認しましたので、同条第3項において準用する同規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象事業名
- 2 変更の内容

平成 年 月 日
第 号

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業遂行
状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があつた平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業の遂行状況について、熊本県補助金等交付規則第11条及び平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付要項第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業遂行状況

2 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

平成 第 年 月 日

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業実績
報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があ
った平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業を実施した
ので、熊本県補助金等交付規則第13条及び平成28年度水俣・芦北地域環境
フィールドミュージアム事業補助金交付要項第10条の規定により、関係書類
を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 成果品

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成する
こと。

事業実績書

事業区分	(提案型環境学習フロンティア事業) (水俣病教訓発信事業)		
事業実施者			
① 事業実施目的			
② 事業実施内容			
③ 事業の成果			
④ 事業実施期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
⑤ 事業実施場所			
⑥ 事業費	区分	金額 (円)	備考
	総事業費 (A)	()	
	寄付金その他の収入 (B)	()	
	差引 (C = A - B)	()	
	補助対象経費 (D)	()	

- (注) 1. 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。
 2. ②は実施する事業について、その具体的な事業項目、客体、事業の実施方法等を詳細に記入すること。
 3. ⑥は事業計画時の金額を上段 () にて記載すること。
 4. 業務内容に応じて、補助対象事業の概要を示す写真、契約書の写し及び事業の成果物(報告書)等を添付すること。
 5. 記入欄が不足する場合は、適宜別紙 (A4サイズ of 用紙) を添付すること。

（事業名： ）

収 支 精 算 書

1 収入の部 （単位：円）

区 分	予 算 額	精 算 額	備 考
県補助金			
市（町）費			
その他			
合 計			

2 支出の部 （単位：円）

区 分	予 算 額	精 算 額	備 考
報 酬			
共 済 費			
賃 金			
報 償 費			
旅 費			
需 用 費			
うち消耗品費			
光熱水料			
印刷製本費			
会議費			
役 務 費			
うち通信運搬費			
広告料			
委 託 料			
使用料及び賃借料			
備品購入費			
工事請負費			
負 担 金			
合 計			

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

※ 事業に係る収支のみを記入し、欄が不足する場合は、適宜追加すること。

平成 年 月 日
第 号

関係市町長名 様

熊本県知事 印

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助
金交付確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定しました
平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金について
は、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおりその額を確
定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第19号様式（第12条関係）

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付請求書

平成 年 月 日付け 第 号で確定の通知があった、平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します

記

請求額 金 円

補助金振込先	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	
		2 当座	(いずれかに○)
	口座番号		
(フリガナ)			
口座名義			

平成 年 月 日

関係市町長名 印

熊本県知事 様

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

別記第20号様式（第12条関係）

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金のうち、下記の金額を交付されるよう熊本県補助金等交付規則第16条及び平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金交付要項第12条の規定により、関係書類を添えて請求します。

記

請求額 金 円

補助金振込先	金融機関名	銀行	支店
	預金種目	1 普通	
		2 当座	(いずれかに○)
	口座番号		
(フリガナ)			
口座名義			

添付書類

- 1 概算払を必要とする理由書
- 2 委託契約書又は購入契約書の写し
- 3 その他関係書類

平成 年 月 日

関係市町長名 印

熊本県知事 様

※ 提案型環境学習フロンティア事業、水俣病教訓発信事業それぞれ作成すること。

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28水保・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金に係る財産処分等承認申請について
平成28度水保・芦北地域環境フィールドミュージアム事業により取得した財産について、次のとおり処分をしたいので、申請します。

- 1 処分の種類（該当するものに○）
（ 転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 抵当権の設定 取壊し又は廃棄 ）
- 2 処分の概要

①間接補助事業者		②施設名		③所在地	
④施設（設備）種別	⑤建物構造		⑥処分に係る建物延べ面積	⑦建物延べ床面積の全体	
	造		m ²	m ²	
⑧補助相当額 （処分に係る部分の額）	⑨補助額全体	⑩総事業費	⑪補助年度	⑫処分制限期間	⑬経過年数
円	円				
うち	うち				
国庫補助額 円	国庫補助額 円	円	年度	年	年
県費補助額 円	県費補助額 円				
⑭処分の内容				⑮処分予定年月日	
⑯譲渡予定額	⑰評価額	⑱評価額の算出方法（いずれかに○）			
		定率法 ・ 定額法 ・ 不動産鑑定額			

3 経緯及び処分の理由

4 承認条件としての納付金（有 ・ 無）

・→無の場合

（「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号）に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」（以下「承認基準」という。）の第3「国庫納付に関する承認基準」の該当項目に○）

1 地方公共団体 (1) → (イ (ア) イ (イ) イ (ウ))

・→有の場合（承認基準の第4の1（有償譲渡又は有償貸付）の該当項目に○）

1 地方公共団体 (1) a (1) b (1) c (2)

5 添付資料

- ・対象施設の図面（補助対象部分、面積を明記したもの）及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

(1) 「④施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。

(2) 「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等、建物構造について記入すること。

(3) 「⑭処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設と□□施設に変更。

○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。

○○法人○○に譲渡し、同一事業で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。

(4) 「⑰評価額」欄には、減価償却後の額を記載し、「⑱評価額の算出方法」欄では、当該評価額の算出方法等(定率法、定額法又は不動産鑑定額)を○で囲むこと。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要が見込めないことなど、地域における関係施設の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目を○で囲むこと。

5 添付書類

(1) 対象施設の全部を譲渡または貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。

(2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。

(3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を細くする資料を添付すること。

熊本県知事 様

関係市町長名 印

平成28年度水保・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金に係る財産処分の報告について
平成28年度水保・芦北地域環境フィールドミュージアム事業により取得した財産について、次の処分について報告します。

- 1 処分の種類 (該当するものに○)
(転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄)
- 2 処分の概要

①間接補助事業者		②施設名		③所在地					
④施設(設備)種別	⑤建物構造		⑥処分に係る建物延べ面積	⑦建物延べ床面積の全体					
	造		m ²	m ²					
⑧補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑨補助額全体	⑩総事業費	⑪補助年度	⑫処分制限期間	⑬経過年数				
円	円	円	年度	年	年				
うち	うち								
<table border="1"> <tr> <td>国庫補助額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>県費補助額</td> <td>円</td> </tr> </table>	国庫補助額					円	県費補助額	円	<table border="1"> <tr> <td>国庫補助額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>県費補助額</td> <td>円</td> </tr> </table>
国庫補助額	円								
県費補助額	円								
国庫補助額	円								
県費補助額	円								
⑭処分の内容				⑮処分予定年月日					

- 3 経緯及び処分の理由

- 4 「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」(平成20年5月15日付け環境会発第080515002号)に定める「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の第2の2の該当項目(番号を○で囲む。)
・地方公共団体 → (1)ア (1)イ (2)

- 5 添付資料

- ・対象施設の図面(補助対象部分、面積を明記したもの)及び写真
- ・補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)
- ・その他参考となる資料

(記入要領)

- 1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。
- 2 処分の概要
 - (1) 「④施設(設備)種別」には、補助金交付額確定時の補助対象施設(設備)又は補助事業に係る施設(設備)名を記載すること。
 - (2) 「⑤建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等、建物構造について記入すること。
 - (3) 「⑭処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。
例：○○施設を□□施設に転用。
○○施設の一部を転用し、○○施設と□□施設に変更。
○○施設の余裕部分(○○室)を□□事業を行う場所に転用。
○○法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。
○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替施設を自己財源で購入。
- 3 経緯及び処分の理由
財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。
なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、処分対象財産に係る更なる需要が見込めないことなど、地域における関係施設の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。
- 4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目
承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲む。
- 5 添付書類
 - (1) 対象施設の全部を譲渡または貸付する場合には、対象施設の図面や写真は添付しなくても構わない。
 - (2) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
 - (3) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を細くする資料を添付すること。

平成28年度水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム事業補助金調書

関係市町名：

(単位：円)

県			市 町 村								備考
歳出予算科目	交付決定の額	補助率	歳入			歳出					
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金 相当額	支出済額	うち国庫補助金 相当額	

- (注Ⅰ) 1 「県」の「歳出予算科目」は項及び目を記載すること。
 2 「市町村」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4 備考は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- (注Ⅱ) 請負契約その他の契約を締結したときは①予定価格見積調書又はこれに代わるべき書類、②競争公告又はこれに代わるべき書類、③入札書及び入札経過調書又はこれに代わるべき書類、④契約書又はこれに代わるべき書類(工事請負契約書には該当工事の仕様書及び見積明細書を添付しておくものとする。)等の関係書類を5年間整理保存しておくものとする。